

日本放送協会 理事会議事録

(2019年 6月25日開催分)

2019年 7月12日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2019年 6月25日(火) 午前9時00分～9時45分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、
児野専務理事・技師長、荒木専務理事、松原理事、黄木理事、
中田理事、鈴木理事、松坂理事
今井特別主幹、坂本特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について
- (2) 放送受信規約取扱細則の一部変更について
- (3) 平成30年度予算総則の適用について
- (4) 日本放送協会平成30年度財務諸表について
- (5) 平成30年度NHK連結決算について
- (6) 中央放送番組審議会委員の委嘱について
- (7) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(8) 平成30年度(2018年度)インターネット活用業務実施状況
および評価結果について

2 報告事項

- (1) 予算の執行状況(令和元年5月末)
- (2) 契約・収納活動の状況(2019年5月末)
- (3) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

議事経過

1 審議事項

- (1) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について
(営業局)

日本放送協会放送受信規約(以下、「受信規約」)の一部変更について、審議をお願いします。

今回の受信規約の変更は、NHK経営計画(2018-2020年度)における受信料の負担軽減策の一つとして盛り込んでいる「設置月の無料化」に伴うもので、施行日は2019年10月1日としています。

「設置月の無料化」は、新たに受信機を設置された方の受信料の負担軽減を図るため、受信機を設置した月について、受信料のお支払いを不要とするものです。今回の変更は、NHK受信料制度等検討委員会への諮問・答申の内容および視聴者・国民のみなさまを対象とした意見募集の実施結果を踏まえたものとなっています。

続いて、「設置月の無料化」の考え方への意見募集の実施結果について報告します。意見募集は2019年4月12日から25日までの2週間実施し、39件の意見が寄せられました。NHKの考え方を支持する意見がある一方で、「設置月の無料化」そのものに反対する声や既に契約している方への負担軽減を求める声もありました。寄せられた意見については、NHKとして説明できる範囲であることから、実施内容の骨格を変更する必要はないと判断しました。個別の指摘については、今後の運用の中で、その趣旨を踏まえながら反映に努めていきます。

本件が了承されれば、本日開催の第1332回経営委員会に諮り、議決が得られれば総務大臣に認可を申請します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

(2) 放送受信規約取扱細則の一部変更について

(営業局)

放送受信規約取扱細則の一部変更について、審議をお願いします。

「設置月の無料化」に伴い、放送受信料の精算について内容を変更するほか、受信規約の変更にあわせて表記を整理します。

本件が決定されれば、2019年10月1日から施行します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) 平成30年度予算総則の適用について

(経理局)

平成30年度決算にあたり、平成30年度予算総則の適用について、審議をお願いします。

予算総則は、国会承認を受けた収支予算書に定めた予算の相互流用や建設費予算の繰越しなど、予算の運用等に関する規定です。

平成30年度の予算総則の適用については、一般勘定の事業収支において、第4条第1項による予算の流用、第6条による予備費の使用、および第7条による増収額の振当てを行うこととします。また、一般勘定の資本収支において、第5条第1項による翌年度への建設費予算の繰越しと同条第2項による前年度からの建設費予算の繰越しを行うこととします。

さらに、受託業務等勘定の事業収支において、一般勘定の事業収支と同様、第7条による増収額の振当てを行うこととします。

本件が了承されれば、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

(4) 日本放送協会平成30年度財務諸表について

(経理局)

日本放送協会平成30年度財務諸表を取りまとめましたので、審議をお願いします。

資料は、「平成30年度財務諸表」、「独立監査人の監査報告書」、「平成30年度決算説明資料」、および「平成30年度決算概要」の4点です。

決算につきましては、2019年5月13日の理事会および5月14日の第1329回経営委員会で速報をご説明し、公表していますが、その時点から決算数値の変更はございません。今回、正式な財務諸表としてまとめ、会計監査人の監査報告を受領しました。

まず、29年度決算との比較です。

一般勘定の事業収入は受信料の増収等により、129億円増の7,332億円となりました。このうち受信料は7,122億円で、29年度に比べ209億円の増収となりました。

一方の事業支出は、定時・特集番組の充実や報道の強化、BS4K・8Kの本放送開始、インターネットサービスの充実、積極的な国際発信、地域放送・サービスの充実等により、29年度に比べ87億円増の7,060億円でした。事業収支差金は29年度に比べ41億円増の271億円となりました。このうち40億円を建設費に充当し、残る231億円を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

これにより、財政安定のための繰越金は、29年度末1,058億円に対し、128億円を取り崩して建設費に充当しているため、30年度末の残高は1,161億円となります。

受信料の状況です。受信契約件数の増減等について、30年度の支払数は70.8万件の増加となり、このうち契約総数は63.0万件の増加、未収数は7.8万件の削減となりました。衛星契約数は66.8万件の増加となり、いずれも計画を上回りました。この結果、支払率は計画を1ポイント上回る82%、衛星契約割合は52%となりました。

建設積立資産については、放送センター建替の設計に着手したことにより0.2億円取り崩し、1,707億円の残高となりました。

次に、一般勘定と放送番組等有料配信業務勘定、受託業務等勘定の3つを合わせたNHK全体の状況についてです。30年度末の資産総額は

1兆1,940億円となり、自己資本比率は64.2%となります。また、30年度の経常事業収入は7,372億円、当期事業収支差金は274億円と増収増益となりました。

以上については、監査法人から「独立監査人の監査報告書」を受領しており、監査の結果、「すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査意見が表明されています。

以上の内容が了承されれば、放送法第74条の規定に基づき、本日開催の第1332回経営委員会に諮り、議決を経たうえで、監査委員会および会計監査人の意見書を添えて、総務大臣に提出します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

注：「日本放送協会平成30年度財務諸表」関連の資料は、NHKホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

(5) 平成30年度NHK連結決算について

(経理局)

平成30年度のNHK連結決算について取りまとめましたので、審議をお願いします。これはNHKが自主的に取りまとめ、公表しているもので、連結の範囲については連結子会社13社、および持分法適用会社1社を対象としています。

資料は、「平成30年度連結財務諸表」、「独立監査人の監査報告書」、および「平成30年度決算概要」の3点です。

連結決算につきましても、2019年5月13日の理事会および5月14日の第1329回経営委員会に速報を報告し、公表しています。

30年度連結決算における経常事業収入（売上高）は、NHKの受信料の増収等により、29年度と比較して158億円の増となる8,010億円となりました。番組の充実等を図る一方で効率的な事業運営により、当期事業収支差金（純利益）は29年度に比べ74億円増の304億円となり、増収増益の決算となりました。

経常事業収入（売上高）の内訳については、NHKは7,322億円で、

受信料の増収等により29年度に比べ196億円の増収となりました。一方、子会社の売り上げは687億円で、イベント事業収入の減や受注工事の減少等により、29年度に対して38億円の減収となりました。

30年度末における資産合計は1兆3,197億円で、29年度末に比べ610億円増加しました。自己資本比率は64.7%と引き続き健全な財政状態を維持しています。

なお、連結財務諸表についても、NHK単体の財務諸表と同様に、監査法人から「独立監査人の監査報告書」を受領しており、監査の結果、「すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査意見が表明されています。

本件が決定されれば、本日開催の第1332回経営委員会に報告します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

注：「平成30年度NHK連結決算」関連の資料は、NHKホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

(6) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

中央放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

柴田岳氏（読売新聞東京本社常務取締役論説委員長）に、2019年7月1日付で新規委嘱したいと思います。

なお、永井良三氏（自治医科大学学長）は、本人の申し出により任期途中の2019年6月30日付で、田中隆之氏（読売新聞東京本社取締役編集局長）は、任期満了により同日付で、それぞれ退任されることとなりました。

本件が了承されれば、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

(7) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(正籙理事)

国際放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

佐藤たまき氏（古生物学者、東京学芸大学教育学部准教授）に2019年7月1日付で新規委嘱したいと思います。また、同日付で、鎌田由美子氏（株式会社ONE・GLOBAL代表取締役、クリエイティブ・ディレクター）に再委嘱したいと思います。

なお、大西洋氏（日本空港ビルデング株式会社取締役副社長執行役員）と塩見美喜子氏（東京大学大学院理学系研究科教授）は任期満了により、2019年6月30日付で退任されます。

本件が了承されれば、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1332回経営委員会に諮ります。

(8) 平成30年度（2018年度）インターネット活用業務実施状況
および評価結果について

(経営企画局)

NHKのインターネット活用業務は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられたNHKの目的を達成するために実施するものです。平成30年度（2018年度）のインターネット活用業務は、放送法、「インターネット実施基準（以下、「実施基準」）」、平成29年答申第3号、および「平成30年度（2018年度）インターネットサービス実施計画（以下、「実施計画」）」に基づき、実施しました。このたび、平成30年度（2018年度）インターネット活用業務の実施状況および評価結果（案）を取りまとめましたので、審議をお願いします。

はじめに、「1. 受信料を財源とするサービス」についてです。

(1) 2号受信料財源業務

国内放送関係の「I. 放送番組における領域ごとの取り組み」では、「ニュース（報道・解説）」、「スポーツ」、「生活」、「教育・科学・教養・福祉」、「娯楽」、「大型企画」の6つの項目で実施しました。

「Ⅱ．複数のジャンルやコンテンツにまたがる取り組み」では、「インターネットによる番組の周知・広報」、「ラジオのインターネットサービスの提供」、「インターネットによるアーカイブスの提供」、「通信と連携したテレビ向けサービスの充実」、「地域放送局のインターネットサービス」の5つの項目で実施しました。

国際放送関係では、国際理解の促進を図るとともに、放送番組を補完する観点から、国際放送番組の放送同時提供、オンデマンド提供、理解増進情報の提供を行いました。「Ⅰ．放送番組における取り組み」では、「『NHKワールド JAPANオンライン』ホームページの充実」を行いました。「Ⅱ．放送同時提供とオンデマンド提供」では、「『NHKワールド JAPAN』の放送同時提供とオンデマンド提供」、「『NHKワールド ラジオ日本』の放送同時提供とオンデマンド提供」の2つの項目で実施しました。

試験的な提供については、国内テレビジョン放送の放送番組を、インターネットを通して放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資することを目的として、試験的提供Aとして、「2018 FIFAワールドカップ ロシア」においてテレビ放送のインターネット同時配信の検証実験を実施しました。

(2) 3号受信料財源業務

災害等の緊急時における情報提供として、1者に対して関連するニュースを提供しました。また、公益上特に意義のある提供として、1者に対して放送番組を3番組提供しました。

次に、「2．有料で行うサービス」についてです。

(1) 2号有料業務（NHKオンデマンド）

利用者負担により行う業務として、NHKオンデマンド（NOD）サービスを実施し、「見逃し番組」として連続テレビ小説、大河ドラマ、NHKスペシャル等約6,500本、「特選ライブラリー」として約7,000本を、多様な受信端末に向け提供しました。

(2) 3号有料業務

6者に対して、放送番組約4,000本を有料で提供しました。なお、3号有料業務に係るサービス提供に当たっては、提供条件の公平性を担保することに留意しつつ、基本契約の締結を行いました。

続いて、「3．決算報告」についてです。

2号受信料財源業務の費用は、受信料収入の2.0%にあたる139億円でした。内訳は、物件費が101億円、減価償却費が5億円、人件費が33億円で、物件費のうち、国内放送関係は81億円、国際放送関係は19億円でした。3号受信料財源業務の費用は発生しませんでした。2号有料業務および3号有料業務は、区分経理の対象であり、放送番組等有料配信業務勘定として計理されました。2号・3号有料業務の事業収入は22億円、事業支出は19億円となり、2号・3号有料業務の事業収支差金は3億円でした。

さらに、「4. インターネット活用業務審査・評価委員会」（以下、「委員会」）についてです。

インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、外部の有識者で構成する委員会を8回開催し、インターネット活用業務に関する競合事業者等からの意見・苦情等の概況について、NHKから委員会に報告を行いました。なお、受理すべき意見・苦情等の申し立てはありませんでした。また、「平成29年度インターネット活用業務実施状況および評価結果」と「2019年度インターネットサービス実施計画」について、委員会に諮問し答申を受けました。このほか、平成30年度（2018年度）インターネット活用業務の実施状況に関する四半期ごとの報告を行いました。

最後に、「5. 実施結果の総括」です。

NHKは、放送法第15条に掲げられた目的を達成するため、放送法、実施基準、平成29年答申第3号、および実施計画に基づき、平成30年度（2018年度）のインターネット活用業務を実施しました。公共性については、実施計画の枠組みに則り、各サービスの公共性が発揮され、放送法第15条に資するサービスを提供できたものと考えられます。また、市場競争への影響については、NHKに寄せられた意見・苦情等の申し立てのうち、受理要件を満たすものはなく、市場シェア等の状況を勘案すると、NHKのインターネットサービスは「市場の競争を阻害するようなもの」とはなっていないと考えられます。インターネットサービスに要する費用についても、実施基準で定められた規模の範囲内におさまっています。以上の点から、実施計画の実施結果は、妥当であったと考えます。

NHKが作成した「平成30年度（2018年度）インターネット活

用業務実施状況および評価結果（案）」について、インターネット活用業務の適切性の確保の観点から委員会に諮問した結果、「平成30年度（2018年度）インターネットサービス実施状況および協会による評価に問題はなく、適切なものであると考える」との答申を得ました。

本議案が決定されれば、「NHKオンライン」で公表することとしたいと思います。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

（1）予算の執行状況（令和元年5月末）

（経理局）

令和元年5月末の予算の執行状況について報告します。

最初に、一般勘定の事業収支の全体概況を説明します。5月末の標準進捗率は16.7%（2か月／12か月）です。事業収入は1,219億円、進捗率は16.8%です。受信料収入が堅調で、前々年度以前受信料の回収等の雑収入が増えたこと等により、全体としてほぼ標準通りの進捗率になりました。事業支出は1,126億円、進捗率が15.5%で、効率的な事業運営により、全体として標準進捗率を下回る支出状況となっています。これにより、事業収支差金は92億円の黒字となっています。

一般勘定の事業収支を前年同月と比較すると、事業収入は受信料の増収等により、12億円増の1,219億円となりました。事業支出は、契約収納費等が減となった一方で、国内放送費の増等により、16億円増の1,126億円となりました。事業収支差金は、3億円減の92億円となりました。

受信料の状況については、受信契約件数の増加により、前年同月に比べ18億円増加しました。受信契約件数については、契約総数、衛星契約数ともに標準進捗率を上回りました。

最後に、放送番組等有料配信業務勘定の状況です。事業収入は4.0億円で、視聴料収入の増等により標準進捗率を上回りました。事業支出は3.4億円で、効率的な業務実施により標準進捗率を下回りました。これにより、事業収支差金は0.6億円の黒字となっています。

本件は、本日開催の第1332回経営委員会に報告します。

(2) 契約・収納活動の状況 (2019年5月末)

(営業局)

2019年5月末の契約・収納活動の状況について報告します。
まず、第1期(4月・5月)の受信料収納額は1,155.8億円で、前年度同期を23.4億円上回りました。

前年度分受信料回収額は30.0億円となり、前年度同期を2.9億円下回りました。

前々年度以前分回収額は7.5億円となり、前年度同期を4.4億円下回りました。

次に、受信契約総数の増加状況です。取次数は前年度同期を9.7万件下回り、減少数は1.2万件上回ったため、差し引きの増加数は前年度同期を10.9万件下回る12.4万件となりました。5月末の受信契約件数は4,181.5万件となっています。

衛星契約数増加は、取次数が前年度同期を0.5万件下回り、減少数は0.8万件上回ったため、差し引きの増加数は前年度同期を1.3万件下回る15.6万件となりました。5月末の衛星契約件数は2,177.8万件となり、契約数全体に占める衛星契約の割合は、52.1%となっています。

口座・クレジット払等の増加数は、前年度同期を14.1万件下回る10.1万件の増加となっています。5月末の口座・クレジット払等の利用率は90.8%となっています。

また、未収数削減については、前年度同期を2.3万件下回る0.2万件的削減となりました。5月末の未収現在数は、75.7万件となり、未収割合は1.8%となっています。

最後に、支払数増加の実績は、前年度同期を13.2万件下回る12.6万件となりました。

本件は、本日開催の第1332回経営委員会に報告します。

(3) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

近畿地方で黒木麻実氏(公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長)、中部地方で岡安大助氏(中日新聞社取締役)、東北地方で八代浩久氏(東北電力株式会社常務執行役員)、北海道地方で今村江穂氏

(認定NPO法人子どもと文化のひろば ふれいおん・とがち理事長)と船山大介氏(特定NPO法人No Limits理事長)に、2019年7月1日付で新規委嘱します。

なお、九州沖縄地方の森重隆氏(九州ラグビーフットボール協会会長)は、本人の申し出により、任期途中の2019年6月30日付で退任されます。

また、中部地方の真能秀久氏(中日新聞社常務取締役)、東北地方の長谷川登氏(東北電力株式会社取締役常務執行役員)、北海道地方の井田芙美子氏(株式会社いただきますカンパニー代表取締役)と丸藤競氏(函館市地域交流まちづくりセンターセンター長)は、任期満了により、同日付でそれぞれ退任されることとなりました。

本件は、本日開催の第1332回経営委員会に報告します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2019年 7月 9日

会 長 上 田 良 一